

## 〈巻頭言〉

### 介護保険制度の創設と公衆衛生

藤崎清道

1997年12月に成立した介護保険法が来年4月1日より施行されるが、そのための準備に国・地方自治体をはじめとした関係者は文字通り寝食を忘れて取り組んでおられる。1961年の国民皆保険制度創設以来の大事業とも称されているが、筆者も公衆衛生に携わる者の一人として、高齢社会に挑戦する新たな取り組みの進展に大きな関心といしさかの興奮を覚えしており、介護を必要とする方々が本制度の下で十分な質と量のサービスを受けられ、社会的にも良好な生活を送れるようになることを願っている。

しかしながら介護保険制度それ自体は、基本的には介護サービスを受けるための財政的な仕組みにすぎず、医療保険制度が医療サービスを受けるための財政的仕組みであるのと同じである。医療保険制度は完全でなく不断の制度改革等が必要とされているし、患者の健康・幸福は単独の制度のみでは実現できず、医療供給制度、地域保健・福祉等の関係諸制度との連携が不可欠である。介護保険制度についても同様な認識で望む必要があろう。即ち、制度の可能性と限界を知り改良を重ねていくことと、関係諸制度・資源の効率的動員により最適サービス提供の方途を追求していくことである。

それでは公衆衛生の立場からは何を準備すべきであろうか。筆者は、高齢障害者にたいする地域ケアサービス（保健・医療・福祉を含む）の提供システムを整備することとその中に介護保険制度で提供されるサービスを組み込んだシステムを作ることが重要であると考えている。介護保険制度がスタートすると地域保健がどうなってしまうのかと心配する関係者がおられるが、従来行われてきた地域保健福祉サービスに介護保険をどう組込んで行くかを考えることが大切で、その逆ではないということを強調したい。医療保険を例にとってみると、広く患者のQOLを維持向上するために地域ケアサービスとして何をすべきか、何ができるかを追求することが大事であり、医療保険制度に地域保健がどう関わるかが主たる発想にはならないのと同じことである。地域ケアが一義的には公的責任においてなされるべきで、そこに各種サービスの提供主体である民間活力を生かしていくという関係と、それ故に保健医療福祉の連携や公民の役割分担の重要性が生じてくるという視点をあらためて明確にしておく必要があろう。

総論は上述したとおりであるが、各論としては種々の課題に応えねばならず、様々な取組がなされている、例えば、介護保険に対する保健所の役割については現在公衆衛生審議会で議論されており、介護保険施行後の保健事業の在り方は、老人保健事業第4次見直しの一環として検討されている。保健所と福祉事務所の連携・統合も各地で進んでいる。介護認定業務等への関与に伴う保健婦人員要求の声も高まっている。当公衆衛生院では平成十年度より都道府県・政令市の職員を対象に、介護保険サービスの質を担保するための専門的人材養成を目的として“介護ケアマネジメント研修”を開始しており、また地域ケアサービスと介護保険の関わりに関する研究を開始する等の取り組みを行っている。

本特集では、介護保険制度の解説ではなく介護保険制度創設の意義・影響・今後の課題等について多角的に論じていただき、読者に介護保険制度に関わる事項についてより深く理解していただくことをめざした。執筆者は介護保険制度の創設、施行の準備に深く関わってこられた国・地方の行政関係者及び研究者の方々である。タイトルを“介護保険制度の創設と公衆衛生”としたが、介護保険制度と狭義の公衆衛生との関わりを論じたと言うよりは、介護保険制度そのものが広義の公衆衛生の一分野として構成されると言う考え方を拠っている。公衆衛生に携わる読者のお役に立てれば幸いである。